

2025年度版

営農型太陽光発電 取組支援ガイドブック

Farming photovoltaics (FPV)



写真提供:千葉エコ・エネルギー株式会社

農林水産省

本ガイドブックについて

本ガイドブックは、営農型太陽光発電を始めたいと考えられている皆様に円滑に取り組むための手引きとして利用していただくとともに、その取組を支援する地方自治体や金融機関の皆様に参考としていただくことを目的として作成しています。

本ガイドブックでは、営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続、取組を支援するための制度等を紹介しています。

目次

	項目	頁
1	営農型太陽光発電とは 営農型太陽光発電の概要	1
2	営農型太陽光発電の取組事例 全国の農業者の取組事例 〔 宮城県気仙沼市 千葉県匝瑳市 静岡県菊川市 香川県丸亀市、 長崎県佐世保市 広島県安芸高田市 兵庫県豊岡市 〕	2
3	営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要 H30～R元年度に秋田県、静岡県で実施した事業の概要	7
4	営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー） 農業と太陽光発電それぞれに必要な手続	10
5	営農型太陽光発電取組チェックリスト 事業を始めるに当たり留意すべき点	14
6	営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策 全国の地方自治体に回答いただいた支援の取組	16
7	営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策 全国の金融機関に回答いただいた支援の取組	21
8	営農型太陽光発電に係る国の支援施策 営農型太陽光発電の取組にも活用可能な国の支援施策	39
9	その他 太陽光発電設備の廃棄に関するパンフレット 農山漁村再生可能エネルギー相談窓口	44

営農型太陽光発電とは

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

農地の上部空間にパネルを設置

隙間を空けてパネルを配置することで、下部での営農が可能です。



大豆畑
(千葉県匝瑺市)



キウイフルーツ圃場
(静岡県静岡市)



水田
(香川県丸亀市)

パネル下での農作業

作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の設備とすることで、下部での機械作業も可能です。



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

農作業の様子を動画でも確認いただけます。
(外部リンク)

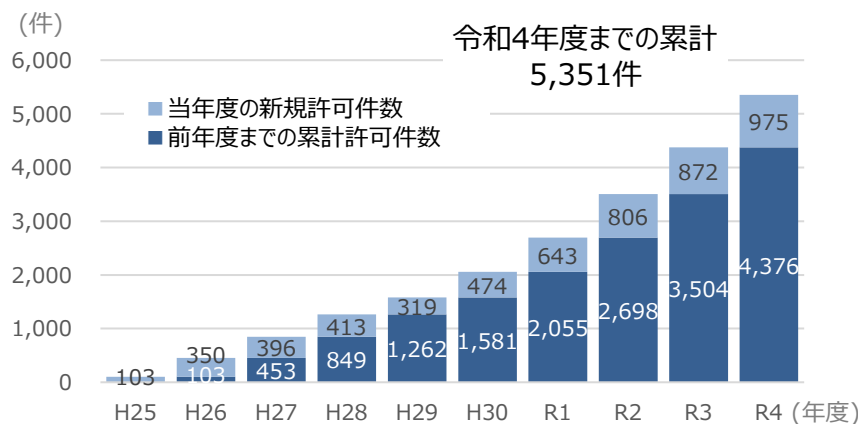


かなちゃんTV
(神奈川県公式)

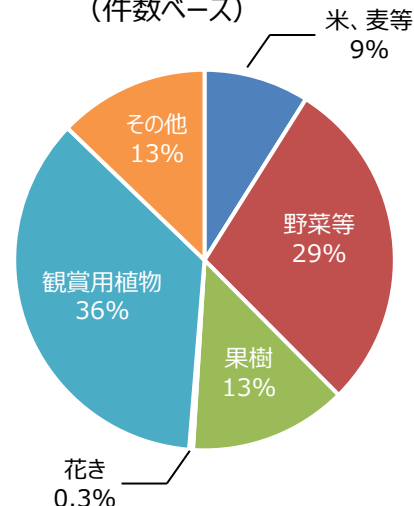
営農型太陽光発電の取組状況

設備設置の許可件数、下部農地面積は、令和4年度までの累計で、5,351件、1,209.3haです。

営農型太陽光発電設備を設置するための
農地の一時転用許可件数



下部農地での栽培作物
(件数ベース)



営農型太陽光発電の取組事例

事例 1 トマト栽培施設への電力供給

事業実施主体	株式会社サンフレッシュ小泉農園（宮城県気仙沼市）		
発電出力	200 kW	発電電力量	23万1千kWh/年
下部農地面積	22 a、ばれいしょを栽培	遮光率	68.5 %
建設費	4,780 万円	運転開始時期	H31年2月

取組概要

- ・ 気仙沼市の南部に位置する本吉町小泉地区は、優良な水田地帯であったが、東日本大震災の津波による塩害や農業機械の流出の被害を受けたほか、護岸工事に伴い農地は震災前60haから現在40ha程度に減少。
- ・ そのような状況下、(株)サンフレッシュ小泉農園の今野代表に、近隣の農家17戸から農地を預けたいとの話が持ち込まれ、かねてから志向していた大規模な施設園芸を事業化。同施設では、ロックウールを培地としたトマトの養液栽培を行っており、施設内では空調のほか、養液プラント、パイプレールを走る台車や機械、選果エリアのコンベア等で電気を使っている。
- ・ 重油や電気代が年々高騰し経営を圧迫するなか、再生可能エネルギーに着目し、トマト栽培施設に隣接する未利用農地への営農型太陽光発電設備の導入、ばれいしょ栽培にいった。
- ・ 発電した電気はハウス内の暖房等に利用され、年間600万円ほどの電気代削減につながっている。バッテリー積載の高所作業台車は夜間の充電から、太陽光発電の発電量が多くなる日中の充電に変えたり、夏場には経費削減のため使用を控えていた出荷棟の空調設備への利用もしており、職員の熱中症予防にも役立っている。

展望、課題

- ・ 空調設備の利用の少ない時期は太陽光発電の電力供給が需要を上回ることもあり、設備のフル活用のためには蓄電池が不可欠と感じており、導入を検討。
- ・ 営農型太陽光発電の取組に関して、低炭素プロセス下での栽培であることでブランド化につなげられないか検討。

(株) サンフレッシュ小泉農園

営農型太陽光発電設備
再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業（環境省予算）を活用し、発電設備を導入



電力供給



ばれいしょの
R1年度収量：2,785kg
(地域平均単収比84%)

露地に設置した営農型太陽光発電設備から、施設栽培に電力を供給



トマト養液栽培施設



高所作業台



出荷棟内の様子

融資

気仙沼信用金庫

地元の子供の
収穫体験

地元の小学校や幼稚園に
収穫体験を提供し、
食育、環境教育に貢献



幼稚園からの感謝状

地域雇用を
生み出す

大規模な農業生産事業により、
地元雇用に貢献

事例 2 災害時の非常用電源としての活用

事業実施主体	市民エネルギーちば株式会社（千葉県匝瑳市）		
発電出力	35 kW	発電電力量	2万7千kWh/年
下部農地面積	6 a、大豆を栽培	遮光率	33 %
建設費	1,000 万円	運転開始時期	H26年9月

取組概要

- 市民エネルギーちば(株) は、千葉県内の環境や自然エネルギーに関心の高い有志により設立された、営農型太陽光発電と市民発電所設立に特化した事業者。これまで、千葉県匝瑳市を拠点に、地域主導で環境に配慮した市民発電所作りを展開。
- 匝瑳市では令和元年9月の台風15号に伴い停電が続いた。停電発生の日から停電が解消するまでの間、自立運転が可能であった市民エネルギーちば(株)の営農型太陽光発電設備である匝瑳第一市民発電所では、スマートフォンや携帯電話、PCの無料充電所を開設して地域に提供。口コミ等でこの取組の情報が拡がり、150名程度が充電に訪れた。充電所は、市民エネルギーちば(株)と地域の協議会（豊和村づくり協議会）とが急遽相談して共同で運営を行った。

無料充電所の様子

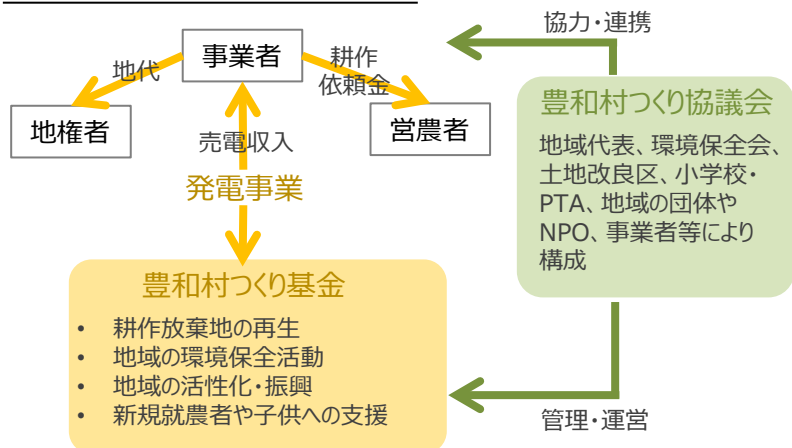


写真提供：市民エネルギーちば(株)

展望、課題

- 後日開催された協議会定例会において、災害時の充電設備の充実やあり方、運営体制について協議がなされ、
 - 地区にある全ての営農型太陽光発電設備で、停電時における電気の地域への開放ができるよう設備改修を要請すること
 - 市や地域の自治組織と協定を結ぶ等、非常時に地域に電気を供給できる運営体制を整えること
 - 停電時には地区の発電所で充電ができることを平時から地域に周知すること
 といった方向性を確認し、台風シーズンに備えて具体的な検討を進めている。
- なお、本地区においては、発電事業者が売電収入の一部を地域支援金として地域に還元、基金として積み立て、耕作放棄地の再生や地域の環境保全活動などに活用。停電時の電気の地域への開放に向けての設備改修費用は当該基金から拠出。

農業支援と地域づくりの枠組



現在の設備の様子



旗を掲出し、災害時に無料充電所として活用できることを地域に周知

写真提供：市民エネルギーちば(株)

+ 災害時に電気を地域に開放

出典：市民エネルギーちば(株)

事例3 お茶栽培への架台有効活用

事業実施主体	株式会社流通サービス（静岡県菊川市）		
発電出力	861.5 kW	発電電力量	99万3千kWh/年
下部農地面積	230 a、茶を栽培	遮光率	40 %
建設費	2億円	運転開始時期	H26年4月

取組概要

- ・(株)流通サービスは菊川市の山中に位置し、茶の生産（面積7ha程度）に加え、加工、包装事業、販売までを行っている。代表の服部吉明氏は海外での販売の他、東南アジア諸国での茶栽培指導や、コーヒー生産・販売も手掛けている。
- ・茶生産は、煎茶向けのほか、てん茶向け等で栽培しており、海外展開のため、県内でもいち早く無農薬・有機栽培に取り組んできた。海外需要の高い抹茶に着目し、事業に共感する人を募って抹茶の原料となるてん茶を栽培する「天竜愛倶里(あぐり)ふぁーむ」を設立。
- ・東日本大震災を契機に静岡茶が大暴落するなか、持続的に茶産業を継続する方法を模索。てん茶や玉露で被覆栽培を行っていたことから、茶はパネル下でも栽培可能なこと、また売電収入は改植・新植した際の未収益期間の収入が確保できることに注目。耕作放棄地を借り受け、営農型太陽光発電に取り組む。
- ・発電設備の棚にレールを設置し、太陽光発電の電力により、てん茶栽培の被覆に必要な寒冷紗を、遠隔で自動開閉できるシステムを採用し、棚設置の省コスト、省力化を実現。茶は萌芽時期の霜害防止が重要となるが、パネル下は夜間温度が高く、防霜ファンも設置していないが霜害はない。また、栽培地域一帯の土壌は粘土質だが、発電設備架台の杭に横穴を開けて土中深く埋め込んでいるため水はけがよく、生育は良好。令和5年4月には、自社裏に所有する茶畑に営農型太陽光発電設備(85.56kW)を8号機として新たに設置し、発電した全電力を自社工場で使用している。(オフグリッド)
- ・茶園を訪れた海外バイヤーは、農地での再生可能エネルギーの取組を環境価値として高く評価され、セールスポイントのひとつとなっている。令和5年4月には、「太陽光パネルの下で栽培されたお抹茶が欲しい」とロンドンのお客様が来社されたほか、ネットでも引き合いが続いている。

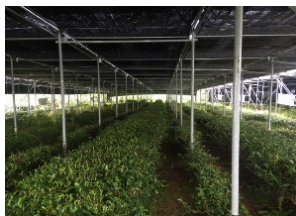
展望、課題

- ・農業をいかに継続させるかが重要であり、後継者確保のためにも農業の重労働部分の省力化が必要。発電した電気を用いて水分や気温などの環境データを観測し、自動で遮光、灌水、収穫を行う考え。また、海外バイヤーがリアルタイムで生育状況をモニタリングできるシステム等を検討。太陽光パネル下で生産したお茶の引き合いが多く、電気の需要も多いため、今後2MWの営農型太陽光発電設備の設置を検討している。

(株) 流通サービス



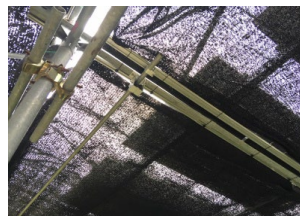
営農型太陽光発電設備



寒冷紗で遮光



架台に取り付けた
寒冷紗レール



太陽光発電の架台を有効活用し、寒冷紗を設置

設備設置等を支援

TEA ENERGY (株)

インターンの
視察受入れ

生産から加工まで体験し、
継続的な交流に

海外バイヤー
視察

農地での再生エネの
取組を評価

地域で
取組が拡大

集出荷グループに呼びかけ、
地域で取組が拡大

事例 4 水田でのスマート農業

事業実施主体	株式会社讃岐の田んぼ（香川県丸亀市）		
発電出力	444 kW（3基合計）	発電電力量	53万7千kWh/年（3基合計）
下部農地面積	60 a、水稻・麦を栽培	遮光率	25 ～ 37 %
建設費	1億1,150万円（3基合計）	運転開始時期	H28年5月

取組概要

- ・（株）讃岐の田んぼでは、スマート農業の推進による生産性の向上、讃岐米のブランド化と輸出の実現、若手が活動しやすい環境の構築と担い手の育成を経営方針に農業経営を行っている。
- ・ 農業経営面積3.7haのうち約0.6haに3基の営農型太陽光発電設備を導入し、営農型太陽光発電とスマート農業を組合せた取組を実践している。農業のスマート化としては、農業ICTプラットフォームの導入のほか、同システムを活用した水田の遠隔操作自動水門、防除用ドローンを活用した取組を行っており、営農型太陽光発電設備の発電情報や気象環境情報を把握するために整備したICT環境が、スマート農業の実践のための基盤としても役立っている。
- ・ 営農型太陽光発電の実践は、九州大学と連携して共同研究も実施。ソーラーパネルが作物に及ぼす影響、収量を安定化させるためのノウハウを蓄積している。
- ・ 営農型太陽光発電の売電、スマート農業の基盤以外の利点として、直射日光を部分的に遮り、圃場の水温上昇を抑えることができるので、高温障害の軽減に役立っている（実際の効果を共同研究で調査中）。
- ・ 一方、トラクター等の作業効率が落ちること、作業に細心の注意を払う必要があること、疲労感が大きいことが農作業上のデメリットであると感じている。また、ドローンを用いた肥料散布では操作が通常に比べて難しくなる。

展望、課題

- ・ 売電収入を農業経営の下支えとすべく、さらなる営農型太陽光発電設備の導入を検討中。 農業の後継者が農業と再エネ事業により生活ができるように展開していきたい。
- ・ 現時点では発電した電気は売電しているが、将来的には蓄電池を導入した農業への活用も検討しており、再生可能エネルギー100%でのイチゴ栽培を目指している。

（株）讃岐の田んぼ



47a（1基）、遮光率36%（可動式パネル）、水稻を栽培



6a/7a(2基)、遮光率25%、水稻・麦を栽培



気象センサー



自動水門

目標① ICT環境を利用した、水田の水管理の完全自動化

目標② 再生可能エネルギー100%（RE100）でのイチゴ栽培

連携

九州大学 など

営農型太陽光発電下での稲作及びスマート農業を研究。

【研究内容】

日射の遮断による影響、農作業効率低下の影響、蒸発散抑制効果、高温障害軽減効果、所得のリスク分散効果 など

【生産管理クラウド（AKANE）開発】

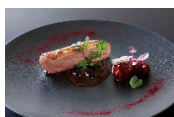
以下の機能を統合した低コスト生産管理クラウドを開発

- ・生産、経営、ほ場管理
- ・各種ほ場データ管理（蓄積・利用）
水路、ほ場の画像、水位、水温、日照、気温、湿度、風速、雨量
- ・遠隔操作水門の制御
- ・発電状況の監視・管理

その他、営農型太陽光発電の電気の自家利用の取組を紹介します。



事業実施主体	ハウステンボス株式会社（長崎県佐世保市）		
発電出力	100 kW	発電電力量	17万 kWh/年
下部農地面積	16.8 a、ブルーベリーを栽培	遮光率	37 %
電力の利用	レストラン等の園内施設の電力として利用		



- 同社は、環境調和を理念として謳っており、自立型水素エネルギー供給システムの導入やEVバスの導入も検討している。エネルギーのみならず、食料問題にも高い関心を持っており、営農型太陽光発電はこれらを両立するものであると考えたことが取組のきっかけ。
- 太陽光発電設備下では300鉢のブルーベリーを自動灌水の養液栽培で栽培。これまで同社で営農実績があったこと、園内レストランで需要があること、観光農園としての利用の可能性もあることから、ブルーベリーを選定。人口減少が進むなか、少ない人員でも取り組めるよう、自動灌水にするほか、収穫時期を分散させるために多様な樹種を植えている。
- 太陽光パネルは両面受光のものを採用し、発電効率を高められるよう圃場には白色シートを敷いている。
- 観光農園として来園者に対する普及効果も期待され、また、佐世保市からは環境市民育成のモデルとして期待されている。大学関係者のほか、農業事業に関心のあるメーカーも視察に訪れている。



事業実施主体	株式会社トペコおばら（広島県安芸高田市）		
発電出力	95 kW	発電電力量	—
下部農地面積	37 a、麦を栽培	遮光率	30 %
電力の利用	ネギ栽培施設での水ポンプ		

- 同社は、地域・農家・自然環境の三位一体農業で地域の活性化に貢献することを経営理念に、もち麦、米、野菜といった農業生産事業を展開。施設内で水耕でのネギ栽培を行っており、揚水ポンプの電力消費が課題であるなか、営農型太陽光発電に着目。
- 太陽光発電設備は水耕栽培ハウスに隣接する麦畑に設置し、発電電力全量を水耕栽培施設で自家消費。年間電力購入量の約25%が削減され、CO2排出の削減は年間で約60tを見込んでいる。
- 太陽光設備設置は、電気代削減という経済的な効果だけではなく、太陽光発電設備下の農地で育てる作物やクリーンな電源で育てる作物が同社の持つ販路に対してPRできる材料になると考えられ、こうしたマーケティングの観点も設備導入の動機となっている。

※ 営農型太陽光発電設備は令和2年3月に設置し、電気の自家利用の取組を実施。



事業実施主体	福井農園（兵庫県豊岡市）		
発電出力	35 kW	発電電力量	—
下部農地面積	6 a、水稻を栽培	遮光率	30 %
電力の利用	乾燥調整設備（乾燥機、籾摺選別機など）		

- 環境保全の取組に積極的な豊岡市において、同社は環境と経済を地域に調和させた発展性あるまちづくりに貢献する事業を模索。また、農業の後継者不足による農業経営の継続に危機感を抱いたことを背景に、商用電力の購入電力削減による生産コスト削減と低炭素化技術の農業への導入を実現させることができる、稲作における営農型太陽光発電自家消費事業を考えた。
- 水田に営農型太陽光発電設備を導入し、隣接地の作業小屋でイネの乾燥、籾刷りを行う。CO2排出削減量は年間13.7tを見込んでいる。

※ 営農型太陽光発電設備は令和2年2月に設置し、7月から電気の自家利用の取組を実施。

営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要

平成30年度～令和元年度の2年間、秋田県および静岡県において、営農型太陽光発電設備下部の農地での営農実証を行いました。

1 秋田県秋田市における えだまめ の実証概要

秋田県において、えだまめは生産・販売対策を強力に推進する県の重点野菜の一つに位置づけ。特に耕作放棄地の拡大が懸念される中山間地域のモデルとして実証を実施。



設備概要

設置場所	秋田市	施設面積	8.5a
発電出力	39.6kW	遮光率	31%
支柱間隔	4.2m	高さ	3.4m

えだまめ品種：湯あがり娘

表 株の分解調査

試験区	分枝数 枝/株	節数 節/株	莢数 個/株	全重 kg/10a	収量 kg/10a
遮光率31%	2.6	23.8	55	1,726	838
慣行	3.2	25.8	62.6	2,235	1,089

注) 平均的な生育を示す代表株5株を調査
栽植密度：農家慣行区 5.79株/㎡
実証区 4.10株/㎡

- 発電設備下ではやや生育量が不足し、開花期も2日程度遅くなる等生育への影響があるが、**収量、品質は慣行と同等**と推定
- 機械作業は可能であるものの、支柱に注意して作業をする必要があり、**作業時間が増加**

写真 実証区、農家慣行区のえだまめ



秋田県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189>

2 静岡県における 茶、ブルーベリー、キウイフルーツ の実証概要

静岡県において、特産品である茶等について、園地の上空への太陽電池（パネル）の設置が、育成環境にもたらす影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。

茶



設備概要

品種：かなやみどり

設置場所	島田市	施設面積	4.6 a
発電出力	22 kW	遮光率	50 %
支柱間隔	3 m	高さ	2.8 m

表 茶の新芽の生育状況

試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

- 50%程度の遮光でも、収量や品質に影響がないとの結果
- 発電設備下では、一番茶の新芽の生育が早い傾向
- 発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、凍霜害の発生が抑えられる傾向

ブルーベリー



設備概要

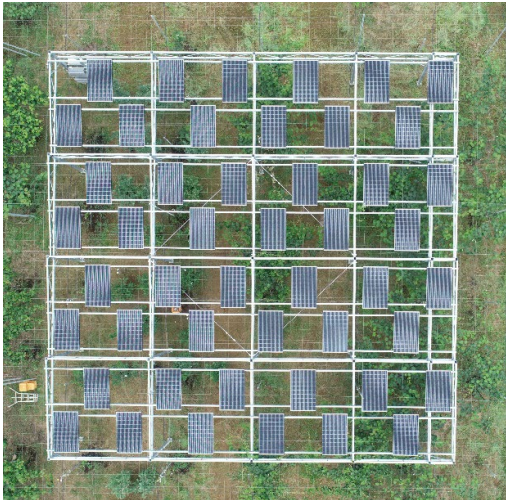
設置場所	静岡市清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

表 ブルーベリーの収量と果実品質

品種	試験区	収量 kg/樹	糖度 Brix	酸含量 %
ブライトウェル	遮光率36%	1.5	10.6	0.7
	慣行	1.8	10.2	0.5
バルドウィン	遮光率36%	2.0	12.0	0.7
	慣行	2.2	11.1	0.7

- 収穫時期が数日程度遅れる傾向があるが、収量、果実品質は慣行と同等

キウイフルーツ



設備概要

品種：静岡ゴールド

設置場所	静岡市清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

表 キウイフルーツの収量と果実品質

試験区	収量 t/10a	糖度 Brix	酸含量 %
遮光率36%	1.8	15.5	0.6
慣行	1.8	15.6	0.6

- 収量、果実品質は慣行と同等
- 風雨や強い光が遮られるため、果実軟腐病や、傷・汚れが減少の傾向、一方で、カイガラムシが増加の傾向

営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー）

農業と太陽光発電それぞれに必要な手続を確認しましょう。

農業に関しては、栽培作物の選定など営農計画の策定や農地の一時転用の手続が必要になります。太陽光発電に関しては、電力会社との接続契約の締結や経済産業省のFIT事業計画認定など、通常の太陽光発電設備と同じ手続が必要です。

	ポイント	農業に関する手続		発電に関する手続	
		・ 営農者	・ 農地転用許可権者	・ 経済産業省 ・ 電力会社	・ 発電設備施工業者
初期検討	- 営農型太陽光発電を理解する - 営農、発電を相談できる者を探す - 電力系統に接続できるか確認する	- チェックリスト等を活用 - 営農継続の体制づくり - 周囲の理解を得る - 栽培品目の検討 - 知見者へ相談 相談窓口の活用	- 農地の一時転用相談（農業委員会等） - 農地法に基づく一時転用許可が必要	- 電力会社へ事前相談 - 電力系統に接続できるか、まず電力会社に相談	信頼できる業者探し
		営農と発電それぞれの経営計画をしっかりと検討しましょう			
計画策定	- 営農計画の策定 - 土地の利用状況や測量等現地調査に基づく太陽光発電システムの設計、見積取得	- 現状確認、設備下での営農計画策定 - 意見書の添付（※1） - 資金調達の目途を立てる			- 土地の利用状況、地盤調査、境界確認等現地調査 - 営農に支障ない太陽光発電システム設計を依頼 - 見積取得
各種申請	- 電力会社への接続契約等申込 - FIT事業計画認定申請 - 農地一時転用申請		農地の一時転用申請（農業委員会）（※2）	- 経産省へ事業計画認定申請 - 接続契約等の申込 - 電力会社に正式な接続の可否と必要な概算費用の算定を依頼（※3）	
工事	- 電力会社へ接続のための工事費負担金支払 - 工事契約・工事	現地を確認、排水や高低差等、必要な営農環境を工事会社と共有	農地の一時転用許可（農地転用許可権者）	- 事業計画認定通知 - 工事費負担金の支払い - 買取価格の決定	- 周辺農地に影響がないことを確認 - 工事契約 工事実施
事業開始	- 営農の開始、継続 - 電力供給開始 - 農地転用許可権者への年次報告 - 関係者同士の定期的なコミュニケーション	営農開始、継続	農地転用許可権者へ年次報告	電力供給開始	- 工事完了 - 太陽光発電設備のメンテナンス
		継続に当たっては、関係者同士で定期的にコミュニケーションをとみましょう			

※1 一時転用許可申請時は、適切な営農が行われる見込みであるかどうか、知見者の意見書を添付する必要があります。

※2 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合であって、民法第269条の2第1項の地上権等を設定する場合には、別途、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を得る必要があります。

※3 接続契約は各電力会社によって状況が異なるので、地元の電力会社にお問い合わせください。

営農型太陽光発電に取り組む際のポイント

① 周囲の理解を得ること

営農型太陽光発電に取り組むに当たっては、長期安定的に発電事業を行うため、地域の皆様の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。

周辺地域の住民等のニーズを踏まえ、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図りましょう。

詳細は、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参照の上、「ガイドライン」を遵守してください。

実際に取り組んだ方のお話

- 匝瑳ソーラーシェアリング合同会社代表の椿茂雄さんは、千葉県匝瑳市飯塚の開畑地区の未利用地だった土地で営農型太陽光発電に取り組んでいます。
- 椿さんも取組を検討した際には周囲の反対がありました。また、ご自身も地域に根ざしてきた住民であり、景観の悪化等を懸念することは理解できるといいます。椿さんは「地元は美しい丘を誇ってきた地域で、パネルの設置には抵抗感があった。そのため農地の中心部にはパネルを設置せず、周辺部を適地とし、そこを農地としてつくりなおしていくこととした」とのことです。また、取組に当たっては行政に相談しつつ、地元の区長や地権者、NPO等に声がけして進めてきました。「発電事業に取り組むと地域に長く住んでいる人から「将来どうするんだ」と言われる。一方で現状のままでは地域、農業を維持できない。地域住民の懸念を払拭しながら、未利用地を再生し、地域の活性化を図りたい」と語っています。



椿 茂雄 さん

【参考】説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁Webサイト）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf



営農型太陽光発電に取り組む際のポイント（続き）

② 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可

営農型太陽光発電設備を設置するには、農地法に基づく一時転用の許可が必要です。

営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が一定の期間内（通常 3 年以内）となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内

- ・ 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- ・ 遊休農地を活用する場合
- ・ 第 2 種農地又は第 3 種農地を活用する場合

- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・ 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、捨作りをしない）
	b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が得られているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- ・ 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意

③ 年に 1 回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- ・ 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。

営農型太陽光発電に取り組む際のポイント（続き）

② 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可（続き）

- ⚠ 年に1回の報告義務があり、農産物生産等に著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元しなければなりませんので、最初の段階で慎重に計画を立てることが重要です。
- ⚠ 発電事業を行う間、適切に営農を継続する必要があるため、農業技術が確立され、その地域の気候風土にもあっており、販路も確保しやすいという観点から、その土地や地域で通常栽培されている作物で取り組むことが望ましいです。

【参考】再生可能エネルギー発電設備を設置するための農地転用許可（農林水産省Webサイト）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/einogata.html>



③ その他、営農型太陽光発電事業に取り組む上での留意点

関係法令の遵守について

営農型太陽光発電に取り組む際は、電気事業法に基づく安全対策等、関係する法令を遵守する必要があります。

2020年4月から、新たに30MW以上の太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加されています。法の対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体によっては環境影響評価に関する条例等を制定しているところがあります。事業の規模、立地を予定している地方公共団体の条例等の規則をよくご確認の上、計画している事業がそれらの対象となる場合は、条例等を遵守してください。

営農型太陽光発電設備の撤去及び処分について

営農型太陽光発電設備の撤去及び処分については、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定しましょう。詳細は「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を参照の上、「ガイドライン」を遵守してください。

固定価格買取制度（FIT制度）における地域活用要件について

10kW以上50kW未満の事業用太陽光は、2020年度から、自家消費型の地域活用要件が設定されています。ただし、営農型太陽光発電であって、認定農業者が営農を行う場合や荒廃農地を活用する場合など、農地の一時転用許可期間が3年を超えるものは、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件にFIT認定の対象となります。

【参考】FIT・FIP制度のパフレット（資源エネルギー庁Webサイト）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data_kaitori.html



営農型太陽光発電取組チェックリスト

このチェックリストは、営農型太陽光発電事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています。実際の事業計画、設計、施工、発電開始後の維持管理や手続の多くは専門業者が行うこととなります。まずは取組フローで導入までの大まかな流れを把握した上で、チェックリストを参考にして円滑な導入を図りましょう。

営農型太陽光発電システムの設計・施行ガイドライン（NEDO）

https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100060.html#sp

一般的な太陽光発電設備を選ぶ際の注意事項も参考にしてください。

<http://www.jpea.gr.jp/>

チェック区分	チェック欄	チェック項目
営農計画	☐	継続可能で収益が見込める無理のない営農計画は立てられますか？
	☐	万一、ご自身が病気や怪我などで営農ができなくなった場合に、営農が継続できるよう備えていますか？
	☐	営農型太陽光発電設備の設置予定場所は、周辺農地の効率的利用等に支障がない位置ですか？地域計画の区域内で営農型太陽光発電を行う場合、当該地域計画に係る協議の場において、合意が得られていますか？ 〔地域計画とは、農業者や地域の皆さんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。〕 〔法令：農業経営基盤強化促進法第18条～〕
	☐	農業委員会から営農に関する改善指導等を受けた場合の対応を考えていますか？
発電事業計画	☐	発電量予想は客観的なデータや近隣地区の実績値等に基づいた信頼性の高いものとなっていますか？
	☐	発電した電力の使い道は継続可能で安定なものになっていますか？
	☐	発電設備設置費用の積算内訳は適切ですか？
	☐	発電期間中の維持管理費等は計上されていますか？
発電設備設計	☐	下部の農地で計画している作目に適した日射量が確保できる仕様（遮光率）となっていますか？
	☐	パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていますか？
	☐	発電設備には腐食防止の処理がされていますか？
	☐	発電設備の部材に、土壌に悪影響を及ぼす恐れのある薬剤や金属が使われていませんか？
	☐	発電設備を設置する地点で想定される風速及び積雪深が考慮された、十分な強度を持つ設計となっていますか？
	☐	営農に支障がない範囲で、電氣的な安全が確保された設計となっていますか？
	☐	雨水が農地や農作物に悪影響を与えないような設計となっていますか？
	☐	集水された雨水や排水が隣接地へ流れ込まないように、また、水路や農道等に悪影響を与えない設計となっていますか？
	☐	隣接地へ発電設備の影がかかったり、パネルの反射光が周囲に迷惑とならない設計となっていますか？
	☐	営農や安全に対する懸念点に対して、意見を聞き入れ設計に反映してもらえる事業者ですか？

営農型太陽光発電取組チェックリスト（続き）

チェック 区分	チェック 欄	チェック項目
発電設備工事	☐	発電設備設置工事は営農（ご自身及び周囲）に支障が無い時期、期間（休耕期、農閑期）に予定されていますか？
	☐	下部農地での営農に支障が無いように、農地に極力負荷がかからないよう配慮された工事となっていますか？
	☐	工事により農道や畦、水路等を損傷させた場合等の瑕疵責任は明確になっていますか？
発電設備の保証・点検・補修	☐	発電設備の保証内容や保証条件は明示されていますか？
	☐	トラブル発生時の相談窓口が設けられていますか？
	☐	発電設備の定期点検体制は整えられていますか？
	☐	発電設備の異状をすぐに検知して対処できる体制ですか？
	☐	発電設備の日常点検はご自身ができるよう、点検箇所や点検項目等が明らかになっていますか？
	☐	専門業者による点検・補修の結果や、発生した異状とその処置について、報告を受ける体制となっていますか？
発電設備下部での利用権設定又は農作業受託	☐	農業委員会に対して行う一時転用許可の申請・更新や毎年の営農実績報告は誰が行うのか明確ですか？ また、営農に関する権利設定等は適切に行われていますか？
	☐	営農者と発電設備の設置者が異なる場合、該当農地における区分地上権等の申請は行いましたか？
	☐	営農作業によって発電設備を損傷させた場合の取扱いが明確ですか？
	☐	災害等により発電設備が損壊し、営農者・農地・農業機械・農作物等が被害を被った場合の取扱いが明確ですか？
	☐	発電事業者から借賃等以外に地域への還元金を受け取ることができるのか、その金額・内訳が明確ですか？ また、農作物の所有及び収益の帰属先は明確ですか？
	☐	発電事業が終了したり事故等により撤退する場合、農地の復旧を発電事業者の負担により行うことが明確ですか？
	☐	万一、ご自身が営農を継続できなくなった場合、または営農を委託している者が営農できなくなった場合、営農を継続するための方策が明確ですか？
	☐	不適切な営農により一時転用許可が取消しになり、発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や損害等の取扱いは明確ですか？
	☐	良好な営農が継続できることについて、さまざまな配慮をしてくれる信頼のおける発電事業者ですか？

営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策（アンケート結果）

農林水産省から全国の地方自治体に営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行いました。（実施時期：令和7年2月～3月ごろ）

この支援メニュー例は、農業者等事業者や各地方自治体の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。

掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの概要であり、実際の利用に当たっては、各ページのお問合せ先までご確認ください。

地方自治体名	支援メニュー	頁
北海道	新エネルギー設備導入支援事業	17
宮城県	①みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 ②事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業 ③太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業	18
京都府	京都府太陽光発電等導入促進事業補助金 （駐車場・農地等再エネ導入促進事業）	19
兵庫県	地域創生！再エネ発掘プロジェクト	19
宮崎県	ひなたゼロカーボン加速化事業	20
加古川市（兵庫県）	加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金	20

事業名、 対象	新エネルギー設備導入支援事業 【対象】 (a) 市町村 (b) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体、その他知事が適当と認めた者で構成された共同体（市町村コンソーシアム） (c) 道内に事務所又は事業所を有する法人（法人事業者）（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (d) 複数の法人事業者で構成された共同体（法人コンソーシアム）
内容	地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入や、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に対して、補助
利用要件	新エネルギーの設備導入により、地域の課題解決や活性化、設備を導入する地域への貢献に寄与する事業で、他の道事業に採択されることがない以下の①、②のいずれかに該当する公共性の高い事業。 ①新エネルギー設備単体の導入 ②新エネルギー設備及び省エネルギー設備の両方の導入
利用方法	公募がはじまりましたら、次のウェブページで情報公開いたします。 （北海道庁HP・省エネ・新エネ関係補助事業） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcg/policy.html
お問合せ先	経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課 新エネルギー係 011-204-5319

事業名、対象	①みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 ②事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業 ③太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業 【対象】①②③宮城県内に事業所を置く事業者
内容	①再生可能エネルギー等の設備導入を行う事業者に対して、導入経費の一部を補助。 太陽光発電設備を含む12の設備種が対象。 補助率：1/2以内等、補助上限額：2,000万円 ②屋根や敷地等に一定規模（出力400kW）以上の自家消費型太陽光発電設備等の導入を行う事業者に対して、導入経費の一部を補助。 （1）先導枠（水上設置）※調整池・ため池等の水上に設置するもの ・出力1kW当たり50千円 ・自営線の設置に要する経費の2/3以内（上限2,000万円） （2）通常枠 ・出力1kW当たり50千円（上限1億円） ③技術革新（垂直設置が可能なパネルやペロブスカイト太陽電池など）や新たなビジネス（リユースパネルの活用など）、新たな視点（集合住宅や既設住宅、未利用地）を踏まえた新たな太陽光導入モデルの導入に要する経費の一部を補助。 ・補助率：1/2（上限20,000千円） ・対象経費：モデルの構築に必要な経費
利用要件	①②③太陽光発電設備は自家消費利用に限定
利用方法	例年3～5月頃に募集しています（募集〆切がありますのでご注意ください） 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/
お問合せ先	環境政策課省エネ・再エネ推進班 022-211-2664

京都府

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

事業名、対象	京都府太陽光発電等導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業） 【対象】民間事業者
内容	農地、ため池に太陽光発電を導入する事業者に対する補助 【補助率】太陽光発電設備 1/2（上限500万円） 蓄電池 1/3（上限100万円※） ※災害時に地域で電力を供給する場合、200万円に引き上げ
利用要件	・固定価格買取制度（FIT）又はFIP制度の認定を取得しないこと ・再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及社会の持続的発展に資する取組であること ・本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち、当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、京都府内の需要家に限定し、消費すること（ただし、売電収入を導入設備の維持管理等の費用に充当する場合、発電量30%以内の余剰電力の売電は可） ※本事業は環境省の重点対策加速化事業を活用した事業です。
利用方法	事業着手前に、府に補助金の交付申請を行ってください。詳しくは以下サイトに掲載 https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html
お問合せ先	京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係 電話：075-414-4298

兵庫県

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

事業名、対象	地域創生！再エネ発掘プロジェクト 【対象】新たにソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーの導入による地域活性化を推進する地域団体等
内容	・立ち上げ支援補助事業 県内で行う再生可能エネルギーによる発電（ソーラーシェアリング等）の事業化に必要な立ち上げ時の取組（勉強会、現地調査、先進地視察等）に対する補助金 ・基本調査等補助事業 県内で行う再生可能エネルギーによる発電（ソーラーシェアリング等）の事業化に必要な基本調査等（測量調査、地質調査、生物調査等）に対する補助金（補助率1/2）
利用要件	要件審査に通過し、審査会による審査で採択された団体。 詳しくは下記へお問い合わせください。
利用方法	下記へお問合せください。 https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/leg_256/tiikisaiene
お問合せ先	担当部署名 兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班 電話番号 078-362-3273

宮崎県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

事業名、対象	【事業名】 ひなたゼロカーボン加速化事業 【対象】 自家消費を目的とした太陽光発電設備等の導入を行う県内事業者及び県民
内容	①太陽光発電設備の導入に要する経費の一部を補助 事業者：30千円/kW※（上限6,000千円） 県民：35千円/kW（上限210千円） ※事業者向けには、上乘せ制度あり ②①と併せて蓄電池を導入に要する経費の一部を補助 事業者：1/3以内又は60千円/kWh（上限1,200千円） 県民：1/3以内又は50千円/kWh（上限500千円）
利用要件	②①と併せて蓄電池を導入する場合に限る。
利用方法	【予定公募期間】 令和7年6月中旬～令和7年12月上旬 詳しくは下記サイトの掲載 https://www.hinata-zero-carbon.jp/
お問合せ先	環境森林部 環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当 電話：0985-26-7084

加古川市（兵庫県）

兵庫県加古川市加古川町北在家2000

事業名、対象	加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金 【対象】 市内で事業を営む、又は営む予定の事業者
内容	市内の敷地に設置する太陽光発電設備に対して補助を実施します。なお、予算上限に達し次第終了します。 【補助額】 設備費・附帯工事費等の補助対象経費又は最大出力※（kW表示の小数点以下切捨てとする。）に6万円を乗じた額のいずれか少ない額（千円未満切捨て） 【補助上限額】 240万円 ※太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい方が対象
利用要件	・FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電して自家消費する電力量は、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上とすること等 （詳細は「利用方法」に記載のURLをご確認ください）
利用方法	窓口・郵送で申請を受付 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyobu/kankyo_sesaku/seisaku/hojo_josei/43146.html
お問合せ先	環境政策課環境政策係 079-427-9769

営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策（アンケート結果）

金融機関全国団体に御協力いただき、農林水産省から全国の金融機関に営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行いました。（実施時期：令和7年2月～3月ごろ）

この金融機関支援メニュー例は、農業者等事業者や各金融機関の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。掲載されている内容（融資等）は農林水産省が保証するものではなく、各金融機関の要件に照らし審査等が行われるものですので、ご注意ください。

掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの概要であり、実際の利用に当たっては各機関の「お問合せ先」までご確認ください。

機関名	支援メニュー	頁
城南信用金庫	ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します	23
岐阜商工信用組合	太陽光発電設備資金（営農型太陽光発電設備を含む）	23
日本政策金融公庫 又は沖縄振興開発金融公庫	環境・エネルギー対策資金	24
日本政策金融公庫 又は沖縄振興開発金融公庫	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	25

営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策（アンケート結果） 続き

機関名	支援メニュー	頁
J Aバンク宮城	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	26
J Aバンク栃木	アグリパワー資金	27
J Aバンク群馬	アグリパワー資金	27
J Aバンク埼玉	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	28
J Aバンク千葉	アグリマイティー資金	29
J Aバンク神奈川	アグリマイティー資金 太陽光発電設備導入助成事業	30
J Aバンク富山	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	31
J Aバンク石川信連	アグリパワー資金	31
福井県 J Aバンク	地域農業応援資金	32
長野県 J Aバンク	J Aアグリマイティーローン	32
J Aバンク岐阜	アグリサポート資金	33
J Aバンク静岡	J Aアグリマイティー資金	34
J Aバンクあいち	アグリパワー資金	34
J Aバンク三重	農業経営資金	35
J Aバンク広島	J A太陽光発電事業資金	35
J Aバンク山口	再生可能エネルギー支援資金	36
J Aバンク佐賀	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	37
J Aバンク宮崎	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	38

城南信用金庫

東京都品川区西五反田 7 - 2 - 3

サービス名、 対象	ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します ソーラーシェアリング事業に必要な発電設備を導入する法人
内容	ソーラーシェアリング事業にかかる資金
利用要件	・ 農地法の農地転用等の許可を要する。 ・ 営農の適切な継続が確保されていることを制限条項として付し、抵触した場合には、期限の利益を喪失する。 ・ 土地所有権もしくは地上権に抵当権を設定。 ・ 太陽光売電債権および太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定。 ・ 太陽光発電設備に付保する損害保険に対し根質権を設定。 ・ 売電債権入金口座に対し根質権を設定。
利用方法	本部相談窓口にお問い合わせください。
お問合せ先	融資企画課 03-3493-8111

岐阜商工信用組合

岐阜県岐阜市美江寺町2-4-3

サービス名、 対象	【サービス名】 太陽光売電設備資金（営農型太陽光発電設備を含む） 【対 象】 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用する法人・個人事業主
内容	太陽光売電設備事業にかかる資金
利用要件	・ 当組合組合員資格を有している方 ・ 当組合の融資基準を満たしている方 ・ 売電設備および売電債権に対する動産担保設定、譲渡担保設定 ・ 営農型に特化した融資商品ではないため、融資金額・融資期間・金利等の条件面については個別対応
利用方法	店舗一覧は下記サイトに掲載 https://shoushin.co.jp
お問合せ先	本部 営業推進部 電話番号：058-214-6289

①沖縄県以外

日本政策金融公庫 (中小企業事業、国民生活事業)

東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティノースタワー

②沖縄県

沖縄振興開発金融公庫

沖縄県那覇市おもろまち1-2-26

サービス名、 対象	【サービス名】 環境・エネルギー対策資金 【対 象】 中小企業、小規模事業者（個人事業主を含む）
内容	中小企業や個人事業主などが非化石エネルギー設備を導入する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。 【対象設備】 ・ 発電設備（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力） ・ 熱利用設備（太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱） ・ 燃料製造設備（バイオマスエネルギー） 【償還期限】 ・ 20年以内（据置期間：2年以内） 【貸付限度】 ・ 中小企業事業：7億2,000万円以内（特利限度額4億円） ・ 国民生活事業：7,200万円以内 【貸付利率】 ・ 中小企業事業：基準利率、特別利率①、特別利率② ・ 国民生活事業：基準利率、特別利率A、特別利率B
利用要件	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方
利用方法	下記へお問合せください 資金の詳細は、以下に掲載 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html
お問合せ先	①日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル0120-154-505 又は各支店中小企業事業、国民生活事業 ②沖縄振興開発金融公庫各支店

①沖縄県以外

日本政策金融公庫 (農林水産事業)

東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティノースタワー

②沖縄県

沖縄振興開発金融公庫

沖縄県那覇市おもろまち1-2-26

サービス名、 対象	【サービス名】 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 【対 象】 認定農業者
内容	認定農業者が、農業経営の改善のために営農型太陽光発電設備を設置する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。 【償還期限】 ・ 25年以内（据置期間：10年以内） 【貸付限度】 ・ 個人 3億円（特認6億円） ・ 法人 10億円（特認20億円[一定の場合30億円]） 【貸付利率】 ・ 農林 F - 5
利用要件	認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人） ※個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります
利用方法	各支店へお問合せください 資金の詳細は、以下に掲載 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html
お問合せ先	①日本政策金融公庫各支店農林水産事業 ②沖縄振興開発金融公庫各支店

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリマイティー資金（アグリパワー資金） 【対 象】 J A組合員の方、農業者の方等
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付上限金額】 ・ 1億円以内 【貸付期間】 ・ 原則10年以内（据置期間3年以内） 【貸付金利】 ・ J A所定の金利
利用要件	・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること
利用方法	宮城県内 J Aまたは農林中央金庫仙台支店までお問合せください
お問合せ先	農林中央金庫仙台支店 貸出企画班 電話：022-706-7135

J Aバンク栃木

栃木県宇都宮市平出工業団地9-25

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリパワー資金 【対 象】 J A組合員の方、農業を営む方等
内容	農業者等の再生エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金
利用要件	- 専ら農業施設等の農業への使用を目的として必要とする資金であること。 - 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること。
利用方法	栃木県内 J Aまたは農林中央金庫宇都宮支店までお問い合わせください。
お問合せ先	農林中央金庫 宇都宮支店 融資推進班

J Aバンク群馬

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリパワー資金
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金
利用要件	組合員かつ、一定の要件を満たす農業者（個人・法人） 【貸付期間】 15年以内 【貸付限度】 - 事業費の100%以内 1億円以内 【貸付利率】 - JA所定の利率
利用方法	<活用例> - 農業経営のために利用する余剰売電用の発電設備への資金提案 - 農業用施設、遊休農地等を活用した全量売電用の発電設備への資金提案
お問合せ先	JAバンク 群馬 https://gunma.jabank.org

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリマイティー資金（アグリパワー資金） 【対 象】 JA組合員の方、農業者の方等
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付期間】 - 原則20年以内（据置期間3年以内） 【貸付金額】 5,000万円 【貸付利率】 - JA所定の利率
利用要件	専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金（その他事業施設）
利用方法	埼玉県内JAまたは埼玉県信用農業協同組合連合会までお問い合わせください
お問合せ先	埼玉県信用農業協同組合連合会 農業部 電話番号：048-829-9100

サービス名、 対象	アグリマイティー資金 以下の条件をすべて満たす方を対象とします。 ○ J A の組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 （a）代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。 （b）一元的に経理を行っていること。 （c）原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 （d）農用地の利用の集積の目標を定めていること。 （e）主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 ② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 ○原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○信用状況に不安のない方。 ○その他 J A が定める条件を満たしている方。
内容	○営農型太陽光に特化したものではないものの、農業資金の一部として融資対象としています。 ○再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 借入期間：原則15年以内（据置期間3年以内）。但し、対象事業に応じ、最長20年以内。 貸付限度：事業費の100%の範囲内。 ※再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）100百万円以内。 貸付利率：J A 所定の金利。
利用要件	○再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。 ①地域の農業生産の縮小を招くような事業 ②土地・建物等の資産を賃借して行う事業
利用方法	○お申込みに際しては、各 J A、および原則として千葉県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、各 J A の融資窓口までお問い合わせください。
お問合せ先	各 J A 信用事業担当部署

サービス名、 対象	①アグリマイティー資金 【対象】J A組合員である農業者（個人・法人団体） ②太陽光発電設備導入助成事業 【対象】J A管内に住所を有する農業者・農業法人
内容	①農業者の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付期間】20年以内（据置期間3年以内） 【貸付限度】1億円以内 【貸付利率】J A所定の利率 ②非常災害時を含む営農継続や農地保全に向けて太陽光発電設備を設置する農業者等 に対して取得を支援するため設置費用を助成 ・助成額：発電出力および組合員資格に応じて、5～100万円
利用要件	①次のいずれかの資金使途に該当すること。 - 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金 - 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金 ・その他、J Aが定める条件を満たしている方。 ②・対象者：農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30 a 以上、または、農産物販売金額が年間50万円以上の方。） ・対象設備：神奈川県内に設置する、発電出力10 k W以上の太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備、蓄電システム等を備えた農業用施設への太陽光発電設備）
利用方法	・神奈川県内 J Aまたは神奈川県信用農業協同組合連合会までお問合せ下さい。 ・詳しくは下記サイトに掲載 ①https://www.jabank-kanagawa.jp/kariru/agrimighty.html ②https://www.jabank-kanagawa.jp/life_event/agriculture.html
お問合せ先	食農営業部 045-680-3083

J Aバンク富山

富山県富山市総曲輪2-21

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリマイティー資金（アグリパワー資金） 【対 象】 J Aの組合員（正組合員、准組合員）の方、農業者を営む方等
内容	・農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付限度額】 ・ 1 億円 【貸付期間】 ・ 原則10年以内（据置期間3年以内）ただし、対象事業に応じ最長20年以内。 【貸付金利】 ・ J A所定の金利
利用要件	・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金 ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金
利用方法	富山県内 J Aまたは農林中央金庫富山支店までお問合せください。
お問合せ先	農林中央金庫 富山支店 北陸農業金融センター班 電話：076-445-2508 Mail:toyama-egyo2@nochubank.or.jp

J Aバンク石川信連

石川県金沢市古府1丁目220番地

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリパワー資金 【対 象】 J A組合員（個人・法人・団体）
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付限度】 ・ 事業費の100%以内（上限は5,000万円） 【貸付期間】 ・ 最長20年（据置3年以内）
利用要件	・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金 ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金
利用方法	石川県下 J A、または石川県信用農業協同組合連合会にお問い合わせください
お問合せ先	J Aバンク石川信連 J A支援部 076-240-5151 J Aバンク石川信連 食農営業部 076-240-5141

福井県 J Aバンク

福井県福井市大手 3 丁目 2 番18号

サービス名、 対象	【サービス名】 地域農業応援資金 【対 象】 J A組合員の方
内容	組合員・農業者等が行う地域農業および農村地域の発展に資する事業において、発電・蓄電設備器具の取得に必要とする資金 【貸出期間】 ・ 15年以内（うち据置期間 3 年以内） 【貸出限度】 ・ 事業費の100%の範囲内かつ 2 億円未満 【貸出利率】 ・ J A所定の利率
利用要件	地域農業および農村地域の発展に資する事業であること
利用方法	福井県内の J A 窓口にお問い合わせください。 詳しくは下記サイトに掲載 http://www.ja-bank-fukui.or.jp/loan/agriculture
お問合せ先	J Aバンク統括部 金融支援課 0776-27-8237

長野県 J Aバンク

長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3

サービス名、 対象	【サービス名】 J Aアグリマイティーローン 【対 象】 J A組合員である農業者等
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付期間】 ・ 最長20年 【貸付金額】 ・ 1億円以内
利用要件	・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること
利用方法	長野県内の J A 金融窓口までお問い合わせください 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.naganoken-jabank.or.jp/
お問合せ先	担当部署名 長野県信用農業協同組合連合会 農業部 農業金融課 電話番号 026-236-2080

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリサポート資金 【対 象】 正組合員、農業法人・団体等
内容	農業経営等に必要な設備資金および運転資金 【貸付金額】 (1) 個人の場合 ア.岐阜県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）の保証を付す場合 3,000万円以内（認定農業者の場合は3,600万円以内） イ.基金協会の保証を付さない場合 1,500万円以内（認定農業者の場合は1,800万円以内） (2) 法人・団体の場合 ア.基金協会の保証を付す場合 6,000万円以内（認定農業者の場合は7,200万円以内） イ.基金協会の保証を付さない場合 3,000万円以内（認定農業者の場合は3,600万円以内） 【貸付期間】 ・ 10年以内（基金協会の保証を付す場合15年以内） 【貸付利率】 ・ J A所定の利率 ※営農型太陽光発電に特化した資金ではありません
利用要件	再生可能エネルギー関連施設について、もっぱら農業への使用を目的として必要となる資金 ※関連設備の出力規模10kw未満
利用方法	お近くの J A 窓口にお問い合わせください 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.jabankgifu.or.jp/agri/f_agri-support.html
お問合せ先	J A 企画相談部 058-276-5211

J Aバンク静岡

静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1

サービス名、 対象	【サービス名】 J Aアグリマイティー資金 【対 象】 J A組合員、農業者（個人、法人、団体）
内容	①農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金を支援 ②電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金を支援 【貸付期間】 - 原則10年以内。ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ20年以内 【貸付限度】 - 事業費の100%以内。2億円 【貸付金利】 - J A所定の金利
利用要件	組合員・農業者等が行う地域農業及び農村地域の発展に資する前向きな事業であること
利用方法	静岡県内 J Aまたは静岡県信用農業協同組合連合会までお問合せください。 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/
お問合せ先	静岡県信用農業協同組合連合会 農業支援部 電話番号：054-284-9528

J Aバンクあいち

愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリパワー資金 【対 象】 J Aの組合員の方、農業を営む方、農産物の加工・流通・販売を行う方、農村地域の活性化・振興を目的とする事業を営む方等
内容	農業者等に対する再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得に必要な資金を支援。 【貸付期間】 - 原則10年以内、最長20年以内 【貸付金額】 1億円（事業に必要な資金の100%以内）
利用要件	- 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること。 - 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること。
利用方法	愛知県下 J A、または愛知県信用農業協同組合連合会まで、お問い合わせください。 詳細は下記サイトに掲載 https://www.jabank.aichishinren.or.jp/
お問合せ先	愛知県信用農業協同組合連合会 食農法人営業部 052-951-6746

JAバンク三重

三重県津市栄町1丁目960番地

サービス名、 対象	【サービス名】農業経営資金 対象：個人（JAの組合員、農業を営む者等） 法人（JAの組合員、農業生産法人等） 任意団体（JAの組合員が主たる構成員であること等）
内容	組合員・農業者がおこなう地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な資金 ※営農型太陽光発電に特化した資金ではありません 【貸付限度額】 事業費の範囲内 【貸付期間】 20年以内（うち据置2年以内） 【貸付金利】 J A 所定の金利
利用要件	・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること。 ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が営農を継続しながら農地の上部で発電を行うため必要となる資金であること。
利用方法	三重県下 J A、または三重県信用農業協同組合連合会まで、お問い合わせください。 ※詳しくは下記サイトに掲載 https://www.jamie.or.jp/jabanking/agri/
お問合せ先	三重県信用農業協同組合連合会 食農営業部 059-229-9037

J Aバンク広島

広島県広島市中区大手町4-6-1

サービス名、 対象	【サービス名】 J A 太陽光発電事業資金 【対 象】 J A 組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方
内容	【貸付金額】 ・ 5,000万円以内 【貸付期間】 ・ 電力固定買取期間の範囲内 【貸付金利】 ・ J A 所定の金利 ※ J A バンク 利子補給適用により、当初3年間最大1.0%金利引下げ
利用要件	・ 自己所有する農業生産にかかる資産の有効活用のための太陽光発電施設（全量売電）および設備工事に必要となる資金であること ・ その他 J A が定める条件を満たしていること
利用方法	広島県内の J A 窓口までお問い合わせください
お問合せ先	広島県内の J A 窓口まで

サービス名、 対象	【サービス名】 再生可能エネルギー支援資金 【対 象】 - JAの組合員である個人／法人 ※個人の場合は、山口県内に居住。法人の場合は、農業に従事していること。 - その他JAが定める条件を満たしている方
内容	【資金使途】 - 売電施設の建設及び設置に係る費用 【借入金額】 10万円以上5,000万円以内とし、所要額の範囲内。ただし、非農業者の場合は、担保価格の範囲内または1,000万円以内とし、いずれか高い金額まで 【借入期間】 1年以上20年以内（うち据置期間6ヶ月以内）
利用要件	- 出力が10kw以上であること - 山口県農業信用基金協会の保証が受けられること
利用方法	JA窓口までお問い合わせください。 詳しくは下記サイトにも掲載。 http://jabank-yamaguchi.or.jp/loan/card/520.html
お問合せ先	山口県信用農業協同組合連合会 営業部 農業金融班 TEL：083-973-2245

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリマイティー資金（アグリパワー資金） 【対 象】 組合員（正組合員・准組合員）農業者等
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付金額】 ・ 50百万円 【貸付期間】 ・ 原則10年以内（据置3年以内）ただし、対象事業に応じ最長20年 【貸付金利】 ・ JA所定の金利
利用要件	・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金（農業用建構築物造成） ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金（その他事業施設） ・ 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金 ・ その他上記に準ずる資金
利用方法	県内JAまたはJA佐賀信連までお問い合わせください。 詳しくは下記サイトに掲載 https://www.jabank-saga.jp/loan/agri_mighty.html
お問合せ先	佐賀県信用農業協同組合連合会 融資部 農業融資センター TEL：0952-25-5171

サービス名、 対象	【サービス名】 アグリマイティー資金(アグリパワー資金) 【対 象】 以下の条件(1)もしくは(2)を満たすこと。 (1)組合員（正組合員・准組合員）であること。 (2)農業者等 上記の対象者には次の者を含む。 a 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件をすべて満たすもの（以下、「集落営農組織」という。）。 (a)代表者・代表権の範囲・団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b)一元的に経理を行っていること。 (c)原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d)農用地の利用の集積の目標を定めていること。 (e)主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。
内容	農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 【貸付期間】 - 原則20年以内（うち据置期間3年以内）ただし、対象事業に応じ、最長25年以内 【貸付金額】 100%の範囲内。ただし、貸付上限額 5 千万円 【貸付利率】 - J A 所定の利率
利用要件	以下のa～dいずれかであること - a 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金（農業用建構築物造成） - b 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金（その他事業施設） ※農事組合法人は不可 - c 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金 - d その他 a～c に準ずる資金
利用方法	宮崎県内の J A 窓口までお問い合わせください。
お問合せ先	宮崎県農業協同組合 本店 融資部 農業金融センター TEL：0985-31-2095

営農型太陽光発電に係る国の支援施策

営農型太陽光発電の取組に当たって、利用できる支援メニューを掲載しています。

掲載されている施策の内容は概要であり、実際の施策利用に当たっては、各メニューの問い合わせ先までご確認ください。

分類	支援メニュー	問い合わせ先	頁
相談	計画策定等の相談をしたい (農山漁村地域循環資源活用・相談窓口)	一般社団法人 全国ご当地エネルギー協会 https://communitypower.jp/support-contact	40
検討 実証	地域において、最適な営農型太陽光発電のモデルをつくりたい (地域循環型エネルギーシステム構築のうち、農林漁業循環経済先導地域づくり・営農型太陽光発電のモデル的取組支援) ※FIT・FIPとの併用不可	農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6744-1508 (直通)	41
設備 導入	営農型太陽光発電設備を導入したい (民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業) ※FIT・FIPとの併用不可	環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341 (直通)	43

農山漁村・地域循環資源活用

(再生可能エネルギー、マテリアル利用)のことなら

相談窓口にご相談ください！

全国ご当地エネルギー協会の専門家、事業の実践者が皆さまのご質問に答えします。
ご相談は**無料**です。お気軽にお問い合わせください。

＼ 農山漁村の活性化につながる /



再生可能エネルギー、マテリアル利用にご関心のある皆さまへ

当協会では、農山漁村に豊富に存在する自然資源を活用して、再生可能エネルギーの導入やマテリアル利用をご検討されている農業関係者の方々を支援しています(令和6年度農林水産省補助事業)。
まずは、下記の相談窓口へ、お問い合わせください！！

疑問に思ったら？

ソーラーシェアリングを始めたいけど、どのような手続きが必要？

小水力発電を検討しているが、許可などの手続きについて、詳しく教えて欲しい。



他にも…

各種発電事業(バイオガス発電・木質バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電)の事業計画・資金調達・地域や自治体との合意形成・技術面等に関する相談、小型バイオマスボイラー導入、木質バイオマスのマテリアル利用など、各種相談を受け付けています！

まずは相談！

全国ご当地エネルギー協会



当協会ホームページの相談窓口フォームにご記入いただくか、本チラシ裏面の「FAX 送信用紙」をご記入の上、
03-3355-2205
にお送りください。

フォームでお送りいただいた場合は、自動返信が届きます(FAXの場合は、受付のご連絡はありません)。その後、事務局が適切な専門家を選出し、専門家より直接連絡させていただきます。専門家の状況によって(海外出張等の場合は、お時間いただくことがあります)のご了承ください。

*ホームページには、よくあるご質問をまとめてありますので、ご覧ください。

専門家が回答します

受け付けたご相談は、各分野の専門家が回答します。また、必要があれば、専門家を現地まで派遣することも可能です。



例えば…

- ・ソーラーシェアリングなら、事業化に向けた許可、設備関係、資金調達まで具体的なアドバイスが可能です。
- ・小水力発電なら、事業計画の妥当性の判断、許可、技術面、リスクマネジメント等、発電までに必要な一連のステップで(関係者紹介含)支援が可能です。

* 窓口の受付対象となるのは、農林漁業団体、農林漁業者、地方自治体、研究機関等の方々です。

相談窓口・連絡先詳細

■ホームページ

当協会ホームページにアクセス後、メニューバーの「農山漁村地域循環資源・相談窓口」をクリックしてください。
もしくは、<https://communitypower.jp/support-contact>に直接アクセスしてください。

■FAX・TEL

「FAX 送信用紙」(裏面)をご記入の上、**03-3355-2205**にお送りください。
基本的にはホームページ、FAXでの受付となりますが、どちらも難しい場合は、お電話でも可能です。
03-3355-2212にお電話ください。

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

【令和7年度予算概算決定額 16,139百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 16,543百万円の内数）

＜対策のポイント＞

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

- 農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。
- ・ 農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ・ 課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ・ 再生設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

- みどりの食料システム戦略推進交付金
- ・ 地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
 - ・ バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】
 - ・ みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】
- 農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】
- 林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】
- 水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

【支援事業】
優先枠
優遇措置

＜事業の流れ＞



※2は、関連予算（1の事業）

※2の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

農林漁業循環経済先導計画

農山漁村の地域資源

- ・ 土地、水、気候
- ・ 木質バイオマス
- ・ 家畜排せつ物
- ・ 農業残渣 等

未利用資源
の活用

再生発電設備/熱設備/資源再生

- ・ 営農型太陽光発電、蓄電池
- ・ バイオマス発電、熱、バイオ液肥
- ・ マテリアル、バイオ炭 等



資源・エネルギーの 地域内循環

- ・ 食品残渣、未利用資源を肥料としてほ場に還元
- ・ 利益を農林漁業へ投資（より質の高い作物を生産）

導入効果促進のための
コーディネーター人材の育成

農林漁業関連施設等

- ・ 農業用ハウス、農地
- ・ 農業用機械
- ・ 畜舎、水産加工場
- ・ 防災、地域活性化施設 等

- ・ 農林水産物のブランド化
- ・ 再生活用によるコスト減、生産者の所得向上

環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム構築

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

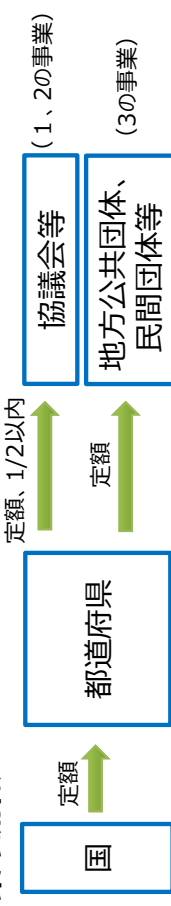
② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

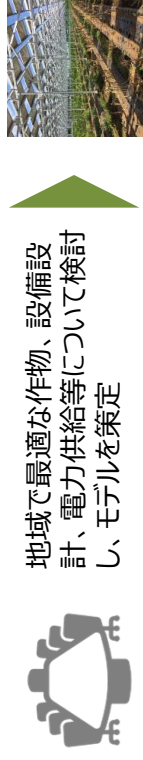
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



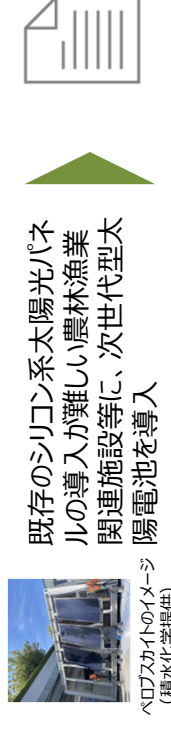
＜事業イメージ＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



② 未利用資源の混合利用促進



エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

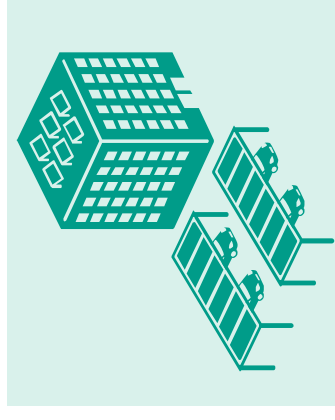
2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額 8万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

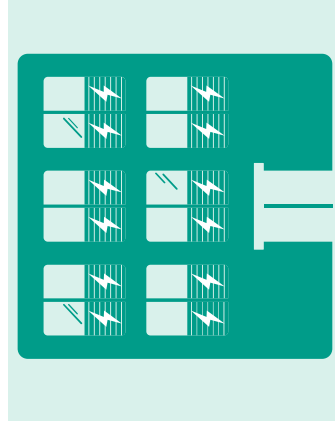
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

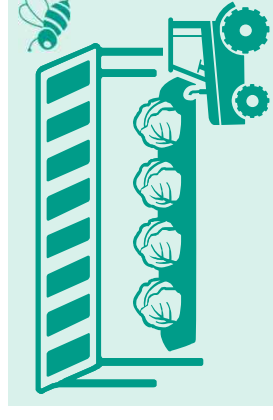
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※④コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



事業用の太陽光発電設備の廃棄について

太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にあります。また、事業用の太陽光発電設備(10kW以上)について、廃棄等費用積立制度・解体等完了確認制度が始まりました。廃棄の際には、適切に廃棄を実施しなければ積立金を取り戻せません。リサイクル等の積極的ご検討をお願いします。

■ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度等について

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において
想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる
資料の提出

※例外的に内部積立てを許容(長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保)

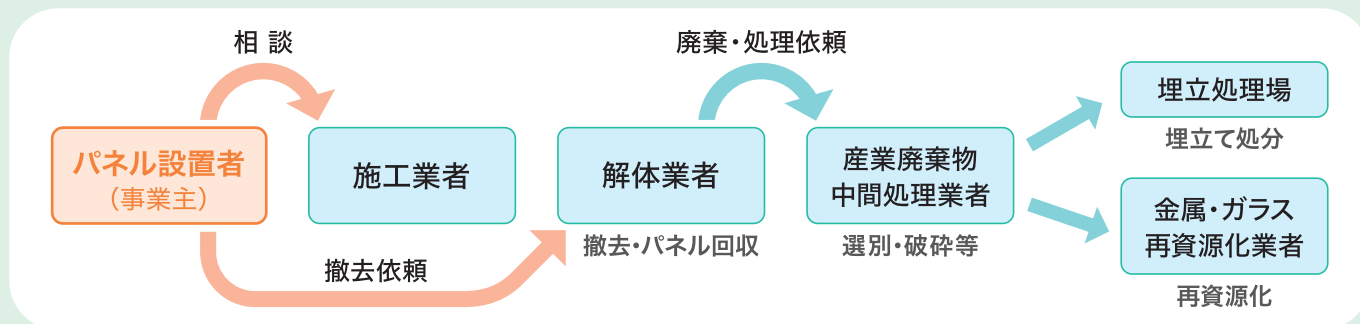
解体等完了確認制度の概要

設備を廃棄した場合、廃止届が必要です

廃止届と同時に又はその後、経済産業大臣による
解体等完了確認を受ける必要があります

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 時 期：廃止届を提出した、又は認定取消し
となった場合
- ◆ 効 果：確認を受けるまでは認定事業者とみな
され、報告徴収を受けることになります。

■ 廃棄を行う際の処分ルート



■ 太陽光発電設備のリユース・リサイクルについて

廃棄に際しては環境省のガイドライン・廃棄物処理法に従って適切にリサイクル・廃棄することが必要になります。詳しくはこちらをご覧ください。➡ <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>
廃棄だけでなく、リユースによる太陽光パネルの延命化やリサイクルの検討が必要です。

● リユース事例

使用済みとなった太陽光パネルには、再販売可能なものもあり、既に多くのリユース事例が報告されています。



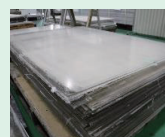
太陽光発電設備の検査の様子



リユース品を使用した発電所

● リサイクル事例

使用済太陽光パネルを素材別に分離、破砕・選別し、ガラスや有用金属(銀等)を回収・リサイクルすることで資源の有効利用が可能となります。



分離したガラス



破砕・選別したガラス



有用金属(銀)のイメージ

FITの廃止届の手続き等についてご不明な点は以下にお問い合わせください

● 資源エネルギー庁お問合せ窓口 0570-057-333 ● 廃棄等費用積立制度については https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html

農山漁村再生可能エネルギー相談窓口

地方農政局等において、農業者等による営農型太陽光発電の検討を支援します。
御相談がありましたら、最寄りの地方農政局等へ御連絡ください。

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 **☎ 011-330-8536**
北海道を担当

東北農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 022-221-6193**
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当

関東農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 048-740-5324**
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当

北陸農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 076-232-4131**
新潟県・富山県・石川県・福井県を担当

東海農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 052-746-1313**
岐阜県・愛知県・三重県を担当

近畿農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 075-414-9722**
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当

中国四国農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 086-230-4249**
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当

九州農政局 生産部 環境・技術課 **☎ 096-300-6025**
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 **☎ 098-866-1673**
沖縄県を担当

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室

☎ 03-6744-1508

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html>